

の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対して年額 50 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年 40 千株以内とすること（なお、当社普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）、本制度Ⅱに基づき、業績連動型株式の付与に係る現物出資財産として、既存の金銭報酬枠とは別枠で、取締役に対して年額 50 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、発行又は処分される当社の普通株式の総数を年 40 千株以内とすること（なお、当社普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比率又は併合比率に応じて当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）等につき、ご承認をいただいております。

当社は、当社の執行役員及び従業員（以下、「対象従業員」といいます。）についても、経営参加意識を高め、対象従業員と株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、本制度と概ね同様の譲渡制限付株式制度及び業績連動型株式制度を導入しております。（以下、対象従業員を対象とする制度も含め、「本制度Ⅰ」、「本制度Ⅱ」併せて「本制度」といいます。）

また、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブプランを与えるために、当社の子会社の代表取締役（以下、「対象子会社代表取締役」といいます。）および取締役（以下、「対象子会社取締役」といいます。）を対象として、本制度Ⅱを導入いたしました。

【本制度Ⅰの概要等】

当社が、本制度Ⅰにより対象取締役及び対象従業員に対して支給する金銭報酬債権の金額は、譲渡制限付株式を取得する対象取締役及び対象従業員に特に有利な金額としない範囲内において、取締役会が決定いたします。本制度Ⅰにより対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額 50 百万円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 40 千株以内とします。また、本制度Ⅰに基づく当社普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役及び対象従業員との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件に当社普通株式を割り当てるものといたします。

- ① 一定期間、割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の一切の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、対象取締役 3 名に対して金銭報酬債権 7,125,770 円及び対象従業員 33 名に対して金銭債権 3,713,260 円の合計 26,373,770 円（以下、併せて、【本制度Ⅰの概要等】において「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度Ⅰに基づき、割当予定先である対象取締役及び対象従業員 36 名（以下、【本制度Ⅰの概要等】において「割当対象者」といいます。）が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 6,577 株（以下、【本制度Ⅰの概要等】において「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

本割当株式は、引受けを希望する割当対象者に対してのみ割り当てることとなります。また本自己株式処分においては、当社の普通株式の引き受ける対象従業員に対して、現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、対象従業員の賃金が減額されることはありません。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

2025 年 5 月 22 日から 2025 年 12 月期に係る定時株主総会の終結の時まで、割当対象者は、上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとします。

(2) 譲渡制限の解除条件

割当対象者が本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、払込期日の直前の当

社の定時株主総会を含む月の翌月（従業員においては当事業年度の開始日）から、退任又は退職した日を含む月までの月数を 12 で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を 12 で除した数に、組織再編等承認日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

割当対象者は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

【本制度Ⅱの概要等】

本制度Ⅱは、各事業年度を業績評価期間（以下、「評価期間」といいます。）として、各評価期間の期初において決算短信で公表する連結売上高及び連結営業利益の業績予想を数値目標として設定し、当該数値目標の達成度合い等に応じて算定する数の当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。なお、当初の評価期間は、2024年1月1日から2024年12月31日までの1事業年度とします。

当社が、本制度Ⅱにより対象取締役、対象従業員並びに対象子会社代表取締役、対象子会社取締役に対して支給する金銭報酬債権の金額は、普通株式を取得する対象取締役、対象従業員並びに対象子会社代表取締役、対象子会社取締役に特に有利な金額とならない範囲内において、取締役会が決定いたします。本制度Ⅱにより対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額 50 百万円以内とし、発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 40 千株以内とします。

その上で、当社は、本日開催の取締役会において、本制度Ⅱの目的、業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役 4 名に対して金銭報酬債権 18,847,000 円、対象従業員 4 名に対して金銭債権 10,426,000 円並びに対象子会社代表取締役 1 名に対して金銭報酬債権 2,005,000 円の合計 31,278,000 円（以下、【本制度Ⅱの概要等】において、併せて「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度Ⅱに基づき、割当予定先である対象取締役及び対象従業員 8 名並びに対象子会社代表取締役 1 名（以下、【本制度Ⅱの概要等】において「割当対象者」といいます。）が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 7,800 株（以下、【本制度Ⅱの概要等】において「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

本割当株式は、引受けを希望する割当対象者に対してのみ割り当てることとなります。また本自己株式処分においては、当社の普通株式を引き受ける対象従業員に対して、現物出資するための金銭債権が当社から支給されますので、対象従業員の賃金が減額されることはありません。

<業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）の概要>

(1) 業績連動型株式報酬制度において対象取締役に対して交付する株数の上限

本制度Ⅱにより対象取締役に対して発行又は処分する当社普通株式の総数は、年 40 千株以内といたします。なお、株式数は、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、当該効力発生日以降、必要に応じて、合理的な範囲で調整できるものといたします。

(2) 割当対象者に対する当社株式の交付条件

当社は、割当対象者が次の各号のいずれの要件をも満たした場合又は取締役会が本制度Ⅱの趣旨を達成するために必要と認めた場合に、各評価期間終了後、割当対象者に対して当社普通株式を交付いたします。

- ① 割当対象者が、当該評価期間中、連続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員のいずれかの地位にあったこと
- ② 取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと

(3) 各割当対象者に交付する当社株式の数の算定方法

当社は、以下の算定式に基づき、各割当対象者に交付する当社普通株式の数を算定いたします。

基準交付株式数（※1）×支給率（※2）×役員提供期間比率（※3）

※1 各割当対象者の役位等を考慮して、当社取締役会において決定いたします。

※2 当該評価期間における連結売上高及び連結営業利益の達成率に応じて、業績支給率 0%～150%の範囲で当社取締役会において決定いたします。

※3 当該評価期間中の在任月数を当該評価期間の月数で除した比率といたします。

(4) 組織再編等における取扱い

業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して、当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、本制度Ⅱに係る上記報酬枠の範囲内で、当該評価期間の開始日から当該組織再編の承認の日まで期間を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式に相当する額の金銭を支給することができるものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議の直前営業日（2025 年 4 月 22 日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である 4,010 円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上